

■固定資産税

納税通知書は、4月15日に発送予定です。

土地および家屋については、町内全域において通常課税となります。なお、津波により甚大な被害を受けた区域のうち、道路、農地などの復旧事業が終了していない地区の土地および家屋については、条例に基づき全額減免となります。

ただし、津波により甚大な被害を受けた区域のうち、震災前の所有者が現に使用している土地および家屋については、1/2の減額課税となります（第三者などに貸している場合や売買などの所有権移転がされた場合は減免になりません）。

また、家屋における原子力災害による軽減率については、引き続き継続しますが、り災証明書の被害の程度が半壊以上の家屋で、既に修繕を行っている家屋については、昨年に引き続き、修繕率に応じて軽減率に変更となります。

■町県民税

普通徴収の納税通知書は、6月14日に発送予定です。

なお、給与特別徴収の納税通知書は、5月15日に発送予定です。

■国民健康保険税

納税通知書は、7月12日に発送予定です。

昨年度に引き続き、基準総所得金額が600万円以下の世帯につきましては、減免となります。

■税務証明について

平成31年度の固定資産評価証明については、4月1日から発行が可能となります。また、平成31年度の所得証明および課税証明については、町県民税が特別徴収となっている方は5月15日から、それ以外の方は6月14日から発行が可能となります。

■平成31年度の納付について

口座振替については再振替ができないことから振替前日までに口座残高のご確認をお願いします。

納税貯蓄組合に加入されている方は、各組合長に納付書を送付しています。

■土地・家屋価格等縦覧制度の閲覧について

平成31年度固定資産税の納税者の方は、「土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

日 時：平成31年4月1日（月）～5月7日（火） 午前8時30分～午後5時15分

場 所：広野町役場町民税務課

必要書類：申請者の印鑑・身分証明書・固定資産税納税通知書など

代理の場合は委任状

そ の 他：同帳簿には、所有者の情報は記載していません。

また、同帳簿の写しの交付は行いません。

【町税などの納期】

税 目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税			1期 7/1		2期 9/2	3期 10/31		4期 12/27			
固定資産税	1期 5/7		2期 7/31		3期 9/30			4期 12/2			
軽自動車税	全期 5/7										
国民健康 保 険 税			1期 7/31		2期 9/2	4期 10/31		5期 12/2	7期 1/31		8期 3/2 9期 3/31

平成31年度における町税の課税情報



平成31年度における町税の課税情報を下記のとおりお知らせします。

納期限内に忘れずに納めるようにしましょう。

問 町民税務課 賦課係 ☎0240-27-4160

■軽自動車税

納税通知書は、4月15日に発送予定です。

東日本大震災により被災した車両および警戒区域内にあった車両でその用途を廃止したものに替わるものとして新たに取得された車両のうち、平成30年4月2日から平成31年4月1日までの間に取得されたものについては、申請により平成31年度分の軽自動車税が課税免除となりますのでお早めに申請ください。

平成26年度税制改正および平成27年度税制改正により、自動車関係税制の抜本的見直しが行われたため、平成28年度より軽自動車税の税率変更が行われています。

◎軽自動車（4輪および3輪）

平成27年4月1日以後に最初の新規検査をされる車は、税率欄の「②（現行税率）」、平成29年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、最初の新規検査から13年を経過する車両^{*}は、税率欄の「③（重課税率）」が適用されます。平成31年度は、最初の新規検査年月が平成18年3月以前の車両が重課税率の対象となります。

平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、13年を経過するまでは、税率欄の「①（旧税率）」のとおりとなります。

種類および用途区分			税 率（1台）		
			①（旧税率）	②（現行税率）	③（重課税率）
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。

この他にも燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減もありますので、詳細については町民税務課までお問い合わせください。